

松 福 指 第 34-2 号

平 成 30 年 5 月 7 日

各都道府県障害福祉主管課長
各市町村障害福祉主管課長 様

松原市福祉部福祉指導課長

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、下記のとおり指定を取り消したのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 合同会社スターライト
- (2) 代 表 者 代表社員 天野 豊
- (3) 所 在 地 大阪府大阪市天王寺区生玉寺町1番32号
グレイス生玉寺2A号

2 事業所名称等

- (1) 事業所名称 星のひかり
- (2) 所 在 地 大阪府松原市田井城四丁目38番地1
- (3) 事 業 種 別 就労継続支援B型
- (4) 指定年月日 平成29年8月1日

3 指定の取消年月日 平成30年5月18日

4 指定取消しの理由

- (1) 人員基準違反（法第50条第1項第3号該当）
 - ・指定当初から、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上配置されていなかった。
- (2) 運営基準違反（法第50条第1項第4号該当）
 - ・管理者による従業者の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業者への運営基準遵守のための指揮命令も行われていなかった。
- (3) 不正請求（法第50条第1項第5号該当）
 - ・指定当初から、配置すべき従業者の基準を満たしていなかったにも関わらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し受領した。
- (4) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号該当）
 - ・指定申請から事業開始までの間に、職業指導員が常勤で勤務できなくなったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態では事業を開始した。
- (5) 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号該当）
 - ・勤務していない従業者について勤務しているように記録を作成し、報告した。

5 欠格事由該当者

天野 豊（合同会社スターライト 代表社員）

向圍 慎也（合同会社スターライト 業務執行社員）

松原市福祉部福祉指導課

TEL 072-334-1550

（内線2180～2182）

FAX 072-334-5959